

覚書

福井県市町村職員共済組合（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県医師会（以下「乙」という。）との間に平成25年3月29日付けで締結した「平成25年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書」について、平成26年4月1日に改正される消費税法等に則り、以下のとおり、特定保健指導委託料に関する覚書を締結する。

平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成26年4月1日以降に実施した場合の委託料については、下記の税法改正後の委託料単価とする。

ただし、平成25年度特定健康診査実施結果に基づく特定保健指導のうち、平成26年4月1日をまたいで実施した場合（同年3月31日までに初回面接実施）の初回面接終了後支払額は、原契約のとおり税法改正前単価を適用する。

記

委託料内訳書（消費税込み）

区分	【税法改正前】 (消費税5%) 1人 当たり委託料単価 (消費税含む)	【税法改正後】 (消費税8%) 1人 当たり委託料単価 (消費税含む)	支払条件
特定保健指導	動機付け支援	14,515円	・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払 ・残る2/10は実績評価終了後に支払
	積極的支援	33,075円	・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払 ・残る6/10（内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払

※特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

